

2020年12月29日

ジャカルタ日本人学校
保護者各位

ジャカルタ日本人学校維持会
理事長 加藤 清史

令和3年度の校納金特別措置について

平素は学校運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
今年度実施している校納金の特別措置について、来年度の方針を以下の通りご案内いたします。

記

【現行規則】

- ① JJS に在籍している限り、校納金（授業料、施設使用料）を支払わなければならない。なお、授業日数が零または1ヶ月に満たない場合も、これを1ヶ月とみなす。
- ② JJS を退学後に再度編入する場合、年度が替わった場合は、入学金を支払わなければならない。

【令和2年度特別措置】

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う休校中は、授業料・施設使用料を免除とする。

⇒ **2021年3月末を以て終了し、2021年4月より現行規則①を適用**

(注)6月から始まったオンライン授業受講者からは授業料を徴収しています。

2. 一時帰国中に日本の学校に仮入学をし、JJSの学校再開後に復学する場合、通学を開始する月より授業料・施設使用料を請求する。

⇒ **2021年3月末を以て終了し、2021年4月より現行規則①を適用**

(注)1月以降は対面授業を再開しますが、日本の学校に通学している場合は、3月までは引き続き校納金は免除となります。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い2020年3月以前に退学をし、令和2年（2020年）度内に再度編入した場合、入学金を免除とする。

⇒ **令和3年度末（2022年3月末）まで延長**

現在、日本の学校に仮入学のお子様には、二重学籍の期限を2021年3月末としていたただくよう、学校より7月28日付け「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について②」及び11月4日付け「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について⑧」にて別途ご案内しております。
本件に関するご質問は、学校ホームページのお問い合わせフォームより承ります。

以上